

町長コラム

感謝の気持ちを声に出そう！
～日本の素晴らしい文化～



鈴木 勝

先日、公道を掃除してくれている人を見かけた。銀行や歩道橋付近でもよく見かける。心から感謝の意を申し上げたい。ありがとうございます。

感謝の「感」という文字は「^{がんだ}雁垂れ」の中に「口(くち)」があり、外側には「心(こころ)」がある。心はあれど、言葉にならない状態とされ、感謝の「謝」は「言葉を発する(射る)」ことによって、気持ちが落ち着く、とされている。要するに、「ありがとうございます！」という言葉を口に出して言うことが大切だということである。このコラムをもって、改めて地域を清掃していただいている方々に、感謝を申し上げます。「ありがとうございます。」

海外から日本を訪れた方が感激することは、日本人が花を育てている姿(風景)や自宅の敷地内だけでなく、自宅周辺(隣近所や公道など)まで清掃する姿であるという。これも日本文化の一つであると思うので、このような心ある文化を守っていききたいものである。

人権

それは 愛

無戸籍の問題について ～無戸籍者について知っていますか～

戸籍とは、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度です。

日本では子どもを出産した場合、法律に基づいた届け出を行うことにより、その子どもが戸籍に記載される規定となっています。しかしながら、何らかの理由により出生の届け出が行われない場合、戸籍に記載されない無戸籍者となってしまいます。このことにより、住民票も作成されず、教育や行政サービスが十分に受けられない、住む場所や就労の機会を失うなど、社会生活上の様々な不利益が生じ、深刻な問題となっています。

無戸籍者となる原因の多くが、国において法改正の議論が進められている「離婚後300日問題」にあります。現在の民法では、離婚後300日以内に生まれた子ど

松伏町消費生活センター 情報

クーリング・オフってなに？ 通販では？

クーリング・オフは、事業者の突然の訪問や電話勧誘などで契約した後、冷静になって「やめたい」と考え直した際、一定期間内に無条件で契約解除ができる制度です。法律が認めた不意打性のある取引(訪問販売・電話勧誘・訪問購入・マルチ・エステなど)に適用できます。ネットやテレビなどの通信販売では不意打性はなく適用できないので、ご注意ください。

事例1 1週間前、突然来訪した事業者に屋根工事を勧誘され契約した。契約書はもらったが後から必要ないと考え工事をやめたい。

事例2 ネットで化粧品を注文した後、他で同じ商品が安価で販売していた。注文をやめたい。

消費者生活センターからのアドバイス

事例1 訪問販売では、書面を受取ってから8日以内はクーリング・オフが可能です。ハガキなど記録の残る郵便で通知します。

事例2 ネット通販はクーリング・オフができません。返品方法など規約を確認してから注文しましょう。

トラブルや、不安に思った時は、消費生活センターにご相談ください。契約がクーリング・オフ期間を過ぎても、適用取引でなくても取消せる場合があります。

ひとりで悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン

188 局番なし

松伏町消費生活センター

又は

☎984-7208

問合せ

教育文化振興課

☎991-1873

企画財政課

☎991-1815

もは前夫の子と推定されます。子が別の男性との間の子どもであっても前夫の子として戸籍に記載されます。そのことで、前夫の子どもと推定されることを避けるためや、DV(ドメスティックバイオレンス)等により前夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由により、出生届の提出をためらう人がいることがわかっています。

あなたの周りに、戸籍や住民票が無く、学校へ進学できない、健康保険への加入ができないなどの社会生活が困難なことに悩んでいる人はいませんか。

全国の法務局・地方法務局及びその支局または市区町村の戸籍窓口では、無戸籍解消のための相談を受け付けています。